

鳥取県告示第726号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人 ひといろ工房	鳥取市徳尾175-4	ひといろ工房	鳥取市徳尾175-4	就労継続支援 B 型、就労移行支援	平成22年12月 1日